

現場代理人の常駐義務の緩和措置について

平成24年 6月20日

多賀城市上水道部管理課

本市水道事業の入札・契約制度については、総務部管財課と同様に取り扱ってきたところで、「現場代理人の常駐義務の緩和措置の実施」についても、管財課に準じて取り扱うこととします。今後、当分の間、多賀城市上水道部が発注する東日本大震災に関連する災害復旧等工事及び設計等委託業務について、迅速かつ円滑な復旧・復興を図るため、臨時的な措置として、下記の条件を満たす場合にのみ、適用範囲を拡大します（下線部が改正部分）。

記

1 対象工事等

以下の全ての条件を満たす3件の工事間で、現場代理人の兼務を認めることとします。

(1) 工事等内容

多賀城市上水道部が発注する工事及び設計等委託業務とし、入札時等の仕様書に「当該措置の該当工事（業務）であり、現場代理人の兼務を認める」記載があること（発注者が単独の現場代理人が必要と判断する場合は、入札時等の仕様書に「現場代理人の兼務を認める」記載をしない。）。

(2) 工事等監督

多賀城市上水道部が発注し、監督する工事及び設計等委託業務であること。

(3) 請負代金額

上限なし

2 現場代理人の兼務承認等

受注者等は、現場代理人を兼務する場合、現場代理人が不在となる時に工事現場の運営・安全管理等を行う連絡員を滞在させるものとし、現場代理人を兼務する前に、兼務する工事名及び連絡員名簿を記載した現場代理人兼務承認願（様式）を各々の工事監督員に提出し、発注者の承認を得るものとします。

3 現場代理人兼務の不承認等

発注者は、現場代理人兼務承認願について、発注者が工事現場の運営・安全管理等に支障があると判断した場合は、不承認とすることができるものとします。また、承認後であっても、工事現場の運営・安全管理等に支障があると判断した場合には、解除等を求めることができるものとします。

4 監理技術者又は専任の主任技術者との兼務

対象工事等において監理技術者又は専任の主任技術者となっている者が他の工事等の現場

代理人を兼務することはできません。

5 適用年月日

平成24年6月20日以降に入札公告又は指名通知等を行う工事及び設計等委託業務に適用します。

また、平成24年4月1日以降に発注した工事及び設計等委託業務についても、要件に合致し発注者が承認する場合には対象とします。

(様式)

現場代理人兼務承認願

平成 年 月 日

多賀城市水道事業管理者 佐藤敏夫 殿

(受注者・受託者)

住 所

氏名又は名称

印

下記工事（業務）について、現場代理人を兼務させたいので、承認願います。

記

1 兼務を希望する工事（業務）

(1) 工事名（委託業務名）

工事場所（委託業務場所）

請負代金額（委託金額）

工 期（履行期間）

平成 年 月 日～平成 年 月 日

担当課及び監督員氏名

課等名 監督員氏名

兼務承認年月日

平成 年 月 日 ※承認済みの工事（業務）が無い場合は空欄

当該工事等の主任技術者等

兼務する ・ 兼務しない

(2) 工事名（委託業務名）

工事場所（委託業務場所）

請負代金額（委託金額）

工 期（履行期間）

平成 年 月 日～平成 年 月 日

担当課及び監督員氏名

課等名 監督員氏名

兼務承認年月日

平成 年 月 日 ※承認済みの工事（業務）が無い場合は空欄

当該工事等の主任技術者等

兼務する ・ 兼務しない

(3) 工事名（委託業務名）

工事場所（委託業務場所）

請負代金額（委託金額）

工 期（履行期間）

平成 年 月 日～平成 年 月 日

担当課及び監督員氏名

課等名 監督員氏名

兼務承認年月日

平成 年 月 日 ※承認済みの工事（業務）が無い場合は空欄

当該工事等の主任技術者等

兼務する ・ 兼務しない

2 現場代理人氏名

現場代理人兼務承認・不承認書

平成 年 月 日

(受注者・受託者)

殿

多賀城市水道事業管理者 佐藤敏夫

上記の現場代理人兼務については、承認 ・ 不承認 とします。

※なお、不承認とした理由については、別添のとおりです。

受注者（受託者）は、現場代理人を兼務したい工事（業務）の各監督員に提出すること。

なお、既に承認済の工事（業務）があり、新たに追加で承認を受ける場合は、兼務承認後、各監督員に報告すること。

また、監理技術者又は専任の主任技術者となっている者が他の工事等の現場代理人を兼務することはできません。